

令和 5 年度地域のデジタル化推進拠点 推進計画策定等支援業務 委託仕様書

**1. 業務名**

令和 5 年度地域のデジタル化推進拠点 推進計画策定等支援業務（以下「本業務」という。）

**2. 業務の目的**

三好市では、令和 5 年度から、新たな人流創出と魅力的な地域をつくる拠点施設「地域利便性施設（仮称）」の整備に着手することを予定している。

本業務では、令和 5 年度から 3 カ年度にかけ、同施設にデジタル技術を実装することにより「地域のデジタル化推進拠点」を創出し「魅力あふれる地域を作り上げる」とともに「デジタルを活用した地方における人口減少の緩和」を図ることを目的としている。事業初年度となる令和 5 年度では、デジタル化を推進する協議会を設置し、地域のデジタル化推進拠点として必要な導入機器の検討や、展開するデジタルサービス、提供体制の構築を検討し、推進計画としてとりまとめ、次年度以降の実証や実装の礎を形成することを目指す。

**3. 仕様書の意義**

本業務の参加者は、本仕様書における要求水準を満たした上で、本業務に関する提案を行うことができる。また受託者は、本業務の履行期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

**4. 履行期限**

契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日まで（予定）とする。

**5. 委託業務の内容**

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、法規制状況等を把握するとともに、業務実施にかかる方針・体制・工程等を検討のうえ業務計画書を立案し市の承認を得る。

(2) 事業推進協議会の形成及び運営

①事業推進協議会の形成

地方公共団体やサテライト企業、教育関係者、デジタル化推進に精通する構成員等で構成する「（仮称）地域のデジタル化推進拠点事業推進協議会」を設置するため、構成員として適した人材を選定（事前承諾含む）のうえ、構成員案として提案すること。

②事業推進協議会の運営

協議会の運営（3 回以上）を行う。必要に応じて下部組織を運営するなどし、各会議等における会議内容や活動内容を議事（又は活動）要旨としての取りまとめを行うこと。

なお、詳細は辞表のとおりとする。

また、運営に際しては、必ず市に事前に協議し、市の指示を受け実施すること。

項目		業務内容等
協議会運営支援		進行、資料説明、会議要旨作成
協議会構成員	構成提案	構成員の提案
会議等 開催・準備	日程調整	協議会構成員等への連絡調整等
	会場確保	会場借上等
	会議資料作成	事業推進協議会や下部組織の各会議等
	会場設営・準備	当日の会場設営（撤収）・会議準備等

### (3) 推進計画の策定

地域のデジタル化推進拠点の創出に向け、次の①から③の内容を推進計画としてとりまとめること。

(推進計画書の構成)

項目
行動計画
ソフトウェア・コンテンツ導入等計画
ハードウェア・インフラ導入計画

#### ①行動計画

実装するデジタルサービスの提供体制の構築、運営等の計画を策定すること。

#### ②ソフトウェア・コンテンツ導入等計画

以下の「ア.」から「エ.」の内容を踏まえ、地域のデジタル化を推進するために導入するソフトウェアやコンテンツを設計するとともに、導入から提供までの計画を策定すること。

ア. 多様なメンバーで構成するチームを立ち上げ、地域課題を解決する活動拠点となるよう、定期的な情報交換とワークショップを実施する。

イ. 次世代人材にデジタルの価値創造者となる機会を創出し、学びと創造をサポートするプログラムを実施する。

ウ. ITスキルを専門的に習得できる講座を開講する。

エ. 地域サテライト企業等とのマッチングイベントを開催し雇用を促進する。

#### ③ハードウェア・インフラ導入計画

以下の「ア.」及び「イ.」の内容を踏まえ、デジタル化推進拠点に導入するハードウェア（仕様や規格・数量・導入参考価格等）と、それを稼働させるためのインフラ設計を行うとともに、導入計画を策定すること。

ア. 施設を利用する誰もがテクノロジーに触れ、「学び」や「刺激」を得られる機会の創出。

イ. デジタルを活用し、地域課題の一つである人材不足・DXの解決を実践する場。

### (4) 打合せ協議

業務の打合せの回数は、業務着手時、中間時、成果品納入時とし、業務着手時及び成果品納入時の打合せには、管理技術者を同席させるものとする。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

また、打合せ協議記録簿は、打合せ協議後、速やかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出する。

(5) 報告書の作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

6. 重要行政評価指標 (KPI)

本業務の参加者は、以下に示す「重要行政評価指標 (KPI)」を満たすよう、本業務に関する提案を行うこと。また、受託者は、本業務の履行期間にわたって重要行政評価指標 (KPI) を満たすよう業務に取り組まなければならない。

数値目標

	指標	単位
KPI①	「デジタル／IT人材」及び「准デジタル／IT人材」の登録者数	人
KPI②	「サテライト企業」等の誘致数	社
KPI③	「地元企業」と「デジタル人材／IT人材」とのマッチング実施件数	人

	事業開始前	2023年度 増加分	2024年度 増加分	2025年度 増加分	KPI増加分の 累計
KPI①	0	0	15	45	60
KPI②	0	0	1	1	2
KPI③	0	0	30	80	110

指標の説明	<p>KPI①「デジタル／IT人材及び准デジタル／IT人材の登録者数」 施設の利用を通じて、資格を取得されたデジタル／IT人材及びワークショップ等への参加やデジタル教育を受ける人材数。</p> <p>KPI②「サテライト企業等の誘致数」 三好市においてサテライトオフィス等により企業立地した企業数。</p> <p>KPI③「地元企業とデジタル／IT人材とのマッチング実施件数」 上記デジタル／IT人材及びデジタル／IT人材予備軍と、地元企業(デジタルサービスを提供するサテライト企業等を含む)の就業に向けたインターン等の実施件数。</p>
-------	---

7. 成果品

次に掲げる成果品について、それぞれ指定の方法により納品すること。

- (1) 推進計画：3部
- (2) 推進計画（概要版）：3部
- (3) 業務報告書：3部
- (4) 上記（1）～（3）の電子データ CD-R一枚

## 8. 注意事項

- (1) 各業務の実施にあたっては、発注者との間で十分な事前協議及び事後報告を実施すること。
- (2) 受託者は、仕様書の明記がない場合であっても、業務目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、委託者と協議のうえ、誠実に履行するものとする。
- (3) 受託者は、三好市個人情報保護条例（平成18年3月条例第13号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、三好市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、三好市と協議を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

以上